

副本

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸外235名

被告 日本原子力発電株式会社

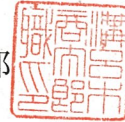
準備書面（12）

水戸地方裁判所民事第2部 御中

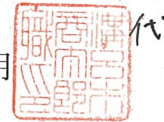
平成31年4月11日

被告訴訟代理人

弁護士 溝呂木 商太郎



弁護士 山内 喜 明



弁護士 谷 健太郎



弁護士 浅井 弘 章



弁護士 井上 響 太



## 目次

はじめに.....	1
第1 原告ら準備書面（70）の認否.....	1
1 「第1 はじめに」について.....	1
2 「第2 原発の設置・運転が憲法上許容されない理由」について.....	1
(1) 「1 現在の日本の状況」について.....	1
(2) 「2 福島原発事故の教訓」について.....	3
ア 「(1) 福島原発事故による被害」について.....	3
イ 「(2) 福島原発事故はいまだに終息していない。」について.....	3
ウ 「(3) 福島原発事故の進展経緯が極めて幸運だったこと」について.....	4
(ア) 「ア」及び「イ」について.....	4
(イ) 「ウ 福島第一原発の位置による幸運」について.....	5
(3) 「3 原発が憲法上許容されない理由①－日本の国の崩壊」について.....	5
ア 「(1)」及び「(2)」について.....	5
イ 「(3)」について.....	6
(ア) 「ア」について.....	6
(イ) 「イ」及び「ウ」について.....	7
(ウ) 「エ」について.....	7
ウ 「(4)」及び「(5)」について.....	8
(4) 「4 原発が憲法上許容されない理由②－基本的人権の侵害が苛烈であること」について.....	8
ア 「(1)」について.....	8
イ 「(2)」について.....	8
(ア) 「ア 憲法第13条（生命及び幸福追求の権利）」ないし「ケ 憲法前文（平和的生存権）」について.....	8

(イ) 「コ 憲法11条, 97条に定められた将来の国民の権利」について	8
ウ 「(3) 原発事業者自らが損害を賠償できないこと」について.....	10
(ア) 「ア」について.....	10
(イ) 「イ」について.....	10
(ウ) 「ウ」及び「エ」について.....	10
(エ) 「オ」について.....	10
(5) 「5. 原発が憲法上許容されない理由③—社会的有益性が無いこと」	
について.....	10
ア 「(1)」ないし「(3)」について.....	10
イ 「(4) 電力供給のために原発が必要か」について.....	11
ウ 「(5) 原発は低コストか」について.....	11
エ 「(6) 電力の安定供給のために原発が必要か。」及び「(7) 環	
境性のために原発が必要か」について.....	12
(6) 「6. 原発が憲法上許容されない理由④—立法事実が失われている」	
について.....	12
ア 「(1) 原子力基本法, 原子炉等規制法の立法事実」について.....	13
(ア) 「ア 原子力を電力に利用」及び「イ 原子力基本法の制定」につい	
て.....	13
(イ) 「ウ 原子炉等規制法の制定」について.....	13
(ウ) 「エ 原発を推進する教育, 広告」及び「オ 小括」について.....	13
イ 「(2) エネルギー資源の確保は原発を設置・運転する理由にならな	
い(立法理由①について)」について.....	13
ウ 「(3) 原発はコントロールできない(立法理由②について)」につ	
いて.....	15
エ 「(4) 使用済み核燃料の問題(立法理由③について)」ないし	
「(6) 小括」について.....	15

3 「第3 結論」について.....	16
第2 原告らの主張に対する反論.....	16

## 略 語 表

原子炉等規制法	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年6月10日法律第166号) ※原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号) による改正の前後で区別する場合，「改正前原子炉等 規制法」，「改正原子炉等規制法」という。
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設 備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規 則第5号)
設置許可基準規則 解釈	原子力規制委員会 実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置，構造及び設備の基準に関する規則の解釈(平 成25年6月19日原子力規制委員会決定)
有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容 器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(平成 25年6月19日原子力規制委員会決定)
本件発電所	日本原子力発電株式会社東海第二発電所
東北地方太平洋沖 地震	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震
福島第一原子力	平成23年3月に東京電力株式会社福島第一原子力発

発電所事故

電所において発生した事故

格納容器

原子炉格納容器

はじめに

原告らは、平成31年2月14日付原告ら準備書面(70)において、相対的安全性を前提とする従来主張との選択的主張として、原子力発電所が過酷事故を絶対に起こさないという意味での絶対的安全性を備えない限り、原子力発電所の存在及び運転は憲法上許容されないから、その運転が差し止められるべきであると主張する。

本準備書面では、原告ら準備書面(70)の認否を行った後に(後記第1)、原告らの主張する原子力発電所には絶対的安全性が要求されるという見解は、現代社会における科学技術の利用そのものを否定するものであり、到底認められるものでなく、そもそも原告らの主張には理由がないことを述べる(後記第2)。

## 第1 原告ら準備書面(70)の認否

### 1 「第1 はじめに」について

争う。

### 2 「第2 原発の設置・運転が憲法上許容されない理由」について

#### (1) 「1 現在の日本の状況」について

①原子力基本法は、昭和30年12月の制定時点において、第1条で「原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする」、第2条で「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行う」とそれぞれ定め、昭和53年法律第86号による同法の改正により、第2条に、原告ら準備書面(70)3頁17～18行目にある「安全の確保を旨と」との文言が加わったこと、②平成22年版「防災白書」に「世界全体に占める日本の災害発生割合は、マグニチュード6以上の地震回

数の20.5%」と記述されていること、③我が国の領土の面積が世界の陸地面積の約0.25%に相当すること、④我が国において、福島第一原子力発電所事故前に、54基の原子力発電所が運転状態（定期検査により運転停止中のものも含む。）にあったこと、⑤原告ら訴訟代理人の河合弘之弁護士が監督を務めたとする映画「日本と原発4年後」において、同準備書面4頁にある図と同じ図が用いられていること、⑥アメリカは、世界で最も多くの原子力発電所を運転した実績があること、⑦台湾、アメリカ、中国、ロシア、フランス及びインドにおいて原子力発電所が設置されていること、⑧台湾における原子力発電所の法制に関し、甲A第2号証の報道がなされたこと、⑨アメリカにおいて、現在約100基の原子力発電所が稼働中といわれていること、⑩カリフォルニア州においてディアブロ・キャニオン原子力発電所（2基）、アリゾナ州においてパロ・ベルデ原子力発電所（3基）、ワシントン州においてコロンビア原子力発電所（1基）が稼働していること、⑪我が国において、福島第一原子力発電所事故を契機として、原子力規制委員会が設置され、新たな規制基準が策定されたことは認め、その余は争う。

福島第一原子力発電所事故は、東北地方太平洋沖地震に伴う同発電所における想定を大幅に超える津波によって、安全上重要な施設である非常用電源設備や炉心冷却機能を有する施設が複数同時に機能喪失したことが直接的原因であるが、新たな規制基準のもとでは、より保守的な考慮を行うことなどにより、結果として、地震及び津波への備えが強化されたほか、万一炉心の著しい損傷ないしそのおそれが発生した場合においても、放射性物質が環境に大量に放出されるような事態に進展しないようにするための更なる対策を求めるなど、福島第一原子力発電所事故の教訓として得られた知見をも反映した諸対策が定められている（被告準備書面（10）185頁）。



(2) 「2 福島原発事故の教訓」について

ア 「(1) 福島原発事故による被害」について

①政府が福島第一原子力発電所事故に係る避難者の帰還政策を進めていること、②復興庁の公表した「全国の避難者数」と題する資料(甲A第3号証)に、平成31年1月10日時点での東日本大震災による全国避難者の数が約5万3000人であると記述されていること、③国会事故調報告書に、環境省によると年間5mSv、20mSv以上の空間線量となる可能性のある土地の面積はそれぞれ1778km<sup>2</sup>、515km<sup>2</sup>であるとする記述があること、④東京ドームの面積が約4.7haであること、⑤内閣府原子力災害対策本部の公表した「避難指示解除の状況について」と題する資料(甲A第4号証)に、平成25年8月時点、平成29年4月時点での避難指示区域の面積がそれぞれ約1150km<sup>2</sup>、約370km<sup>2</sup>と記述されていること、⑥福島第一原子力発電所事故により同発電所から大量の放射性物質が放出されたこと、⑦避難指示の解除後に旧避難指示区域への帰還がなされること、⑧復興庁の発表した甲A第5号証に、平成30年9月30日時点の震災関連死の死者数が3701人であると記述されていること、⑨福島第一原子力発電所事故により産業に多大な影響が生じたことは認め、その余は争う。

イ 「(2) 福島原発事故はいまだに終息していない。」について

①平成23年3月11日の内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言について、現在も原子力緊急事態解除宣言がなされていないこと、②福島第一原子力発電所4号機の使用済核燃料について、同号機の使用済燃料プールから、共用プール建屋の使用済燃料貯蔵プールへの移動作業が平成26年11月に完了したこと、③東京電力改革・1F問題委員会が発表した資料において、福島第一原子力発電所の事故処理費用が約22兆円と試算されていること、④公益社団法人日本経済研究センターが、事故処理費用の合計が5.0兆円～7

0兆円であるとの試算を行った旨の報道がなされたこと、⑤我が国の税収は年間約50～60兆円程度であること、⑥東北地方太平洋沖地震の本震がMw9.0であり、Mw8.0以上の余震が観測されていないことは認め、福島第一原子力発電所の建屋や設備機器が本震によってダメージを受けたことについては否認し、その余は争う。

福島第一原子力発電所事故に関する国会、政府、民間、東京電力株式会社（当時）が取りまとめた事故調査報告書のうち、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）による報告書のみが、「安全上重要な機器の地震による損傷はないとは確定的には言えない」としているものの、その余の報告書は、いずれも、地震動によって福島第一原子力発電所の重要機器に機能を損なうような破損が生じたことは認めておらず、津波によって全交流電源及び直流電源を喪失し、原子炉を安定的に冷却する機能が失われたことを事故の直接的原因としている（丙C第8号証）。

ウ 「（3） 福島原発事故の進展経緯が極めて幸運だったこと」について

（ア）「ア」及び「イ」について

①近藤駿介原子力委員長（当時）の作成した「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」と題する資料に、福島第一原子力発電所から250km圏の人口が5000万人とされ、4号機の使用済燃料プールにおける燃料破損に続くコアコンクリート相互作用が発生して放射性物質の放出が始まると予想されるとの記述があるが、現実にこのような事態は発生しなかったこと、②国会事故調報告書に、原告ら準備書面（70）7頁14～17行目で引用する記述があること、③政府事故調中間報告に、福島第一原子力発電所事故当時、4号機でシュラウド交換工事が予定され、原子炉ウェルに水が残っていたとする記述があることは認め、シュラウドの交換作業が遅れていたことは不知で、その余は争う。

原告らは、福島第一原子力発電所4号機の使用済燃料プールにおいて、放射性物質の異常な放出を免れたことについて、仕切り板(プールゲート)が「偶然」外れたことによるなどと主張するが、正確には、当該プールゲートの構造として、原子炉ウェルと使用済燃料プールとの連結部を使用済燃料プール側から塞ぐとともに、その水密性を使用済燃料プールからの水圧で保っているのであって、使用済燃料プール側の保有水が崩壊熱で蒸発し、使用済燃料プール側の水位が原子炉ウェル側の水位を下回る場合、原子炉ウェルからの水圧を受けてプールゲートの密閉性が失われ、原子炉ウェルから使用済燃料プールに水が自ずと流れ込むようにしている。このような構造に照らし、原子炉ウェルから使用済燃料プールへの水の流入は、偶然ではない。

(イ) 「ウ 福島第一原発の位置による幸運」について

①国会事故調報告書に、福島第一原子力発電所事故で大気中に放出された放射性物質の総量をヨウ素換算で約900PBqとする記述があること、②この放出量を放射性セシウムで計算すれば、広島に投下された原子爆弾の約168発分に相当すること、③甲A第9号証に記載のとおり「トモダチ作戦」に従事した米国居住者らが放射線被ばくによる被害を受けたとして、米国において提訴したとの報道がなされたことは認め、その余は否認しないし争う。

福島第一原子力発電所事故の発生から数日間において、風向きは様々であり、とりわけ西風が卓越していたこともない(甲E第1号証163頁)。

(3) 「3 原発が憲法上許容されない理由①—日本の国の崩壊」について

ア 「(1)」及び「(2)」について

①甲A第10号証の原子力規制委員会記者会見録に、原告ら準備書面(7

0) 9頁13～14行目の引用する田中俊一原子力規制委員会委員長(当時)の発言が記載されていることは認め、その余は否認ないし争う。

田中俊一原子力規制委員会委員長(当時)の「規制基準の適合性審査であって、安全だとは言わない」という発言の趣旨は、原子力発電所の安全性について、いわゆる安全神話に陥ることなく、最新の科学的知見に基づき、不断に向上させるべきものである旨を述べたものである。また、原子力規制委員会は、設置許可基準規則、設置許可基準規則解釈及び有効性評価ガイドにおいては、重大事故が発生した場合における有効性評価に当たり、セシウム137の放出量が100テラベクレルを下回ることを確認を求めているのであって、原子力発電所においていかなる過酷事故が生じてもセシウム137の放出量が100テラベクレルに抑えられるという趣旨のものではない。なお、被告は、本件発電所について、上記の有効性評価を満足していることを確認している。

#### イ 「(3)」について

##### (ア) 「ア」について

①原子力発電所の安全確保の上で、地震、津波、火山及び竜巻等の自然現象の想定がなされること、②地震調査研究推進本部は、主要な活断層で発生する地震や海溝型地震を対象に、地震発生可能性の長期評価を行い、公表していること、③「科学」(岩波書店 平成24年6月号)に、原告ら準備書面(70)10頁24行目で概ね原告らの引用する記述があることは認め、その余は否認ないし争う。

我が国においては、兵庫県南部地震を契機として、地震防災対策特別措置法に基づき地震調査研究推進本部が設置され、同機関により地震活動の評価、公表がなされているが、それ以前から、地震に関する各種データの蓄積を踏まえた研究が行われており、活断層に係るものを例とすれば、「日

本の活断層」(東京大学出版会 1989年)の初版発行、地震予知連絡会における1969年からの活動が挙げられる。原告らの挙げる2016年熊本地震をみても、地震調査研究推進本部は、同地震発生前の平成25年の長期評価において、熊本地震を上回る、日奈久断層帯の全体(長さ約81km)及び布田川断層帯の布田川区間(長さ約19km)が同時に活動する場合の地震(M7.8~8.2程度)を想定し、九州電力株式会社も、川内原子力発電所の基準地震動の評価に当たり、熊本地震の発生前の時点で、布田川・日奈久断層帯を長さ約92kmの一続きの断層として評価していた。

(イ) 「イ」及び「ウ」について

①日本に多数の火山があり、過去に噴火が生じていること、②「科学」(岩波書店 平成27年6月号)に、原告ら準備書面(70)11頁9~25行目で引用する小山真人氏、藤井敏嗣氏及び匿名学者2名の発言が記述されていることは認め、その余は争う。

なお、原告らは「被告は、若狭地方における大津波の伝承を全く無視している」などと主張しているが、そもそも本件発電所は若狭地方に位置しない。

(ウ) 「エ」について

①新たな規制基準では、テロリズムその他の犯罪行為の発生を想定した対応が求められること(原子炉等規制法1条)、②大型航空機の衝突等による大規模テロ攻撃、あるいは、他国によるミサイル等を用いた武力攻撃等については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号)、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する

法律」(平成15年法律第79号)等に基づいて、国が対策本部を設置し、原子力災害等への対処を行うこととされていることは認め、その余は争う。

ウ 「(4)」及び「(5)」について  
争う。

(4) 「4 原発が憲法上許容されない理由②—基本的人権の侵害が苛烈であること」について

ア 「(1)」について

原子力発電所の運転に伴い使用済燃料が生じることは認め、その余は争う。

イ 「(2)」について

(ア) 「ア 憲法第13条(生命及び幸福追求の権利)」ないし「ケ 憲法前文(平和的生存権)」について  
争う。

(イ) 「コ 憲法11条、97条に定められた将来の国民の権利」について

①原子力発電所における使用済燃料については、再処理する工程で高レベル放射性廃棄物が生じること、②フィンランドで原子力発電所2基分の最終処分場が設置され稼働予定であること、③「週刊東洋経済」(東洋経済新報社 平成26年12月27日・1月3日合併号)に、原告ら準備書面(70)16頁25～26行の引用する倉本聰氏の発言が記載されていること、④原子力発電環境整備機構のホームページに、我が国において、平成30年3月末時点で約2.5万本相当の高レベル放射性廃棄物が存在するとの記述があること、⑤使用済燃料には、未燃焼のウラン、生成され

たプルトニウム等の物質が含まれており、崩壊熱を除去する必要があること、⑥使用済燃料は、本件発電所において、格納容器の外の原子炉建屋内に設置されている使用済燃料プールなどに置かれること、⑦燃料被覆管にジルコニウムが使われていること、⑧「バックエンド事業全般にわたるコスト構造，原子力発電全体の収益性等の分析・評価」による報告に、使用済燃料の処理・処分コストが1兆8000億円であるとの記述があること、⑨同報告におけるコストの計算は、六ヶ所再処理工場で操業期間約40年間で再処理される32000トン（原子力発電所約40基分に相当する）の再処理コストを対象としていること、⑩同報告において劣化ウラン、回収ウラン、プルサーマル後のMOX燃料など、六ヶ所再処理工場で再処理される使用済燃料以外の使用済燃料の再処理費用などは見積もられていないこと、⑪甲A第12号証に原告らの引用する主張が概ね含まれていること、⑫環境と開発に関するリオ宣言第3原則に、「開発の権利は、現在及び将来の世代の開発及び環境上の必要性を公平に充たすことができるよう行使されなければならない」とあること、⑬環境基本法は、3条に「人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない」と定めていること、⑭原子力政策大綱において「原子力の便益を享受した現世代は、これに伴い発生した放射性廃棄物の安全な処理・処分への取組に全力を尽くす責務を、未来世代に対して有している」とされていること、⑮「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に、原告ら準備書面（70）20頁13～14行目で引用する記述があることは認め、その余は争う。

ウ 「(3) 原発事業者自らが損害を賠償できないこと」について

(ア) 「ア」について

原告らの意見の表明であり、認否の限りではない。

(イ) 「イ」について

第一文については、原告らの意見の表明であり、認否の限りではない。

その余については、否認ないし争う。

原子力損害の賠償に関する法律上、事業者は原子力損害賠償責任保険への加入を義務付けられ、民間企業である保険者が存在することが前提とされている。また、昭和35年には、国内損害保険会社20社(当時)によって、原子力損害賠償責任保険についての引受共同体である日本原子力保険プールが結成されている。

(ウ) 「ウ」及び「エ」について

認める。

(エ) 「オ」について

原子力委員会において、平成30年8月6日、損害賠償措置額の増額が見送られたとの報道がなされたことは認め、その余は争う。

(5) 「5 原発が憲法上許容されない理由③—社会的有益性が無いこと」について

ア 「(1)」ないし「(3)」について

①原子力発電が科学技術を利用したものの一つであること、②原子力発電所が人の手によって作り出されたものであることは認める。その余は原告らの意見の表明であり、認否の限りではない。



イ 「(4) 電力供給のために原発が必要か」について

①平成25年9月から平成27年8月までの間、我が国で運転している原子力発電所はなく、平成30年夏頃、大飯原子力発電所、玄海原子力発電所及び川内原子力発電所が運転していたこと、②平成30年夏に政府や電力会社から節電要請がなかったこと、③平成29年5月24日、九州電力株式会社が、4月30日午後1時に、電力需要に対する太陽光発電の比率が瞬間値で7割を超えた（連休で電力需要が落ちた一方で、晴天で出力が高かったことが理由とされる。）と発表したこと、④平成30年10月、九州電力株式会社が太陽光発電を制限しつつ、その一方で原子力発電を通常どおり運転していたことは認め、その余は争う。

なお、我が国においては、送電線に接続する電源について、電源種によらず接続契約の申込み先着順としている。これは、先に送電線に接続した電源を排除して新たに申込みがなされた電源に接続することを認めると、事業の予見性を確保できず、必要な電源投資がなされなくなるおそれがあることによる。また、九州電力株式会社が太陽光発電の制限をしつつ原子力発電を通常どおり運転したことは、太陽光発電が、天候や時間帯によって発電量が左右され、太陽光発電の発電量の減少を原子力発電によって補おうとしても、原子力発電の出力を小刻みに調整することは技術的に難しく、また、すぐに稼働できる火力発電で対応したとしても、コストとCO<sub>2</sub>排出の両面でマイナスの影響が生じることによる。

ウ 「(5) 原発は低コストか」について

①平成27年4月に発電コストワーキンググループの公表した「長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告」に、原子炉1基あたりの建設費が4400億円と記述されていること、②トルコ、

イギリス及びアメリカにおいて1基あたりの建設費が1兆円以上になっているとの報道がなされたこと（もっとも、ここでいう「建設費」は、総事業費を原子力発電所の基数で除した金額であると考えられ、語義どおりの「建設費」を比較することはできない。）、③株式会社日立製作所がイギリスのアングルシー島で計画している原子力発電所2基の総事業費（建設費用ではない。）が3兆円を超えるとの報道がなされたこと、④イギリス政府が、高コストの原発新設計画を後押しするため、運転開始後の電気を一定期間高額で買い取る差額決済契約を事業者と結ぶことにしているとの報道がなされたこと、⑤株式会社日立製作所が日本政府の支援を求め、その結果日本のメガバンク等が融資を行い日本政府が全額保証することになったが、その後同社が上記プロジェクトを凍結するとともに既に投資した約3000億円を特別損失に計上したとの報道がなされたこと、⑥トルコにおいて、三菱重工業株式会社が原子力発電所を建設することを計画しており、総事業費が5兆円規模と見込まれ、伊藤忠商事株式会社が計画参加の見送りを決めているとの報道がなされたこと、⑦丸紅株式会社が2017年にアラブ首長国連邦のアブダビ首長国で着手した太陽光発電事業の1kwあたりの発電コストが3円を切り、日本における太陽光（非住宅用）買取価格の約8分の1となっているとの報道がなされたことについては認め、その余は争う。

エ 「（6） 電力の安定供給のために原発が必要か。」及び「（7） 環境性のために原発が必要か」について

原告らの意見の表明であり、認否の限りではない。

(6) 「6 原発が憲法上許容されない理由④—立法事実は失われている」について

冒頭文については、争う。

ア 「(1) 原子力基本法, 原子炉等規制法の立法事実」について

冒頭文については, 概ね認める。

(ア) 「ア 原子力を電力に利用」及び「イ 原子力基本法の制定」について

①原子力基本法は, 昭和30年12月に, 第1条において「将来におけるエネルギー資源を確保し, 学術の進歩と産業の振興とを図り, もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする」と定めて制定されたものであること, ②昭和30年12月13日の第23回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議録第4号(甲A第14号証)に, 原告ら準備書面(70)27頁5~24行目で引用する記述があること, ③上記委員会において, 中曾根康弘衆議院委員が, 廃棄物の処理について研究を進めたい旨述べていること, ④昭和31年に原子力基本法に基づき原子力委員会が設置され, 初代委員長に正力松太郎氏が任命されたことは認め, 後藤文夫氏と橋本清之助氏との間のやりとりないし第二次世界大戦後初期のアメリカにおける原子力発電の研究開発状況については不知, その余は争う。

(イ) 「ウ 原子炉等規制法の制定」について

認める。

(ウ) 「エ 原発を推進する教育, 広告」及び「オ 小括」について

甲A第17号証及び茨城県民の歌に, 原告ら準備書面(70)29頁7~15行目で引用する内容ないし歌詞があることは認め, その余は争う。

イ 「(2) エネルギー資源の確保は原発を設置・運転する理由にならな

い（立法理由①について）」について

①1970年以降、火力発電、水力発電及び原子力発電の設備容量が概ね増加し続けていること、②甲A第18号証11頁の図において、最大電力が火力発電及び水力発電をあわせた設備容量を超えないとされていることは認め、諸外国との比較や経済性等を理由に原子力発電の必要性が失われたかのように述べる原告らの主張は争う。

エネルギー政策の基本は、S+3E（Safety：安全+Energy Security：安定供給、Economic Efficiency：経済効率、Environment：環境適合）をバランスよく達成することにあるが、このすべての面において完璧なエネルギー源はない。もとよりエネルギーに係る環境は各国において異なるところであるが、国内でエネルギーをまかなうことができない我が国においては、様々なエネルギー源を利用して、バランスの取れた電源構成の構築が重要とされている。

政府は、我が国のエネルギー需給の問題の解決、電源の多様化の推進、更には、地球温暖化対策等を目的として、継続的に原子力発電を推進してきており、平成30年7月に、第4次の「エネルギー基本計画」を改定して第5次の「エネルギー基本計画」を閣議決定している。同計画においても、第4次と同様に、エネルギー政策の基本的な視点（S+3E）に基づき、電力を安定的に供給し、経済性、環境性を同時に満たすためには、特定の電源や燃料への依存度が過度に高まらないようにしつつ、発電コストが低廉で安定的かつ継続的に稼働できる「ベースロード電源」、発電コストがベースロード電源の次に安価で需要動向に応じ出力を機動的に調整できる「ミドル電源」、発電コストは高いが需要動向に応じ出力を機動的に調整できる「ピーク電源」を適切なバランスで確保するとともに、再生可能エネルギー等の分散電源も組み合わせていくことが重要であるとしたうえで、原子力発電を長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要な「ベ

一スロッド電源」として位置付けている（丙A第3号証12, 17, 19, 23頁）。また、同計画は、再生可能エネルギー、原子力、石炭、天然ガス、石油等の各エネルギー源はそれぞれサプライチェーン上の強みと弱みを持っており、安定的かつ効率的なエネルギー需給構造を一手に支えられるような単独のエネルギー源は存在しないことから、危機時であっても安定供給が確保される需給構造を実現するためには、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要であるとしている（同14頁）。

ウ 「（3） 原発はコントロールできない（立法理由②について）」について

①アメリカのペンシルベニア州スリーマイルアイランド（TMI）原子力発電所の2号機、ソビエト連邦（当時）のチェルノブイリ原子力発電所4号炉、関西電力株式会社美浜発電所3号機、株式会社ジェー・シー・オーの核燃料加工施設において、原告ら準備書面（70）33頁8行目～34頁14行目に概ね記述されているような態様の事故が発生したこと、②平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、同地震に伴う津波により、福島第一原子力発電所事故が発生し、放射性物質が大量に放出されたこと、③チェルノブイリ原子力発電所事故及び福島第一原子力発電所事故が、国際原子力事故評価尺度（INES）におけるレベル7と評価されていることは認め、その余は争う。

エ 「（4） 使用済み核燃料の問題（立法理由③について）」ないし

「（6）小括」について

①経済産業省資源エネルギー庁作成の「エネルギー情勢を巡る状況変化」

(平成29年8月30日)に、概ね原告ら準備書面(70)35頁16~21行目に記述されている内容に相当するグラフがあること、②平成30年3月29日、被告は、本件発電所から30km圏の6つの市町村との間で、甲A第23号証及び同第24号証の協定を締結し、同第25号証ないし同第29号証の報道がなされたこと、③原告ら準備書面(70)別紙1ないし5記載の各地方公共団体の意見書等が可決されたことは認め、その余は争う。

なお、これらの地方公共団体のうち、水戸市及び常陸大宮市については、「住民理解(住民同意)のない再稼働」に反対する意見書であり、また笠間市は「安全協定見直し」に関する意見書であって、「再稼働反対を表明」するものではない。

### 3 「第3 結論」について

原子炉等規制法が、発電用原子炉の設置(変更)許可の要件として、「原子炉の位置、構造及び設備が核燃料物質(使用済み核燃料を含む)又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること」を求めることは認め、その余は争う。

## 第2 原告らの主張に対する反論

原告らは、改正前原子炉等規制法24条1項3号のいう「災害の防止上支障がない」とは絶対的安全性を意味し、仮にそうでなく、過酷事故発生についての一定の可能性を容認する趣旨であれば、同法は憲法に違反して無効であるなどとして、被告は本件発電所の絶対的安全性を「ゼロから自力で立証しなければならない」と主張する(原告ら準備書面(70)39~40頁)。

しかしながら、上記主張は、原子力発電所には絶対的安全性が要求されるという見解を前提とするものであるところ、被告準備書面(10)6~9頁で述べたとおり、原子力発電所の備えるべき安全性に関しては、原子力発電に内在

する危険が顕在化しないよう適切に管理できているかどうかが重要であって、抽象的・潜在的な危険の存在のみをもって原子力発電の利用を否定することは、現代社会における科学技術の利用そのものを否定することを意味し、絶対的安全性を求めべきとする見解は、原告ら独自のものに過ぎない。この点について、改正前原子炉等規制法についてのものであるが、最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁（以下「伊方最高裁判決」という。）の解説においても、「一般に、科学技術の分野においては、絶対的に災害発生危険がないといった『絶対的な安全性』というものは、達成することも要求することもできないといわれており…、この問題を、『（絶対的）安全』、『非安全』のいずれかであると捉えることは必ずしも適当でないように思われる」、「規制法所定の原子炉設置の許可基準が要求している原子炉の安全性は…、原子炉内の放射性物質が外部の環境に放出されることは絶対にならぬ」といった達成不可能なレベルの高度の安全性をいうものではないであろう」との見解が示されている（高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇平成4年度417、418頁）。

原告らの挙げる憲法上の権利をみても、恐怖と欠乏からの自由及び平和的生存権等は、そもそも具体的権利として認められるものではない。「命をつなぐ権利」及び「世代間責任を果たす権限」について述べれば、それがどのような内容の権利であるのか、どのような場合にそれが侵害されたといえるのかが不明であり、実質的に原告ら自身の人格権侵害を問題とするものでもない。

以上のとおりであるから、原子力発電所の備えるべき安全性に関し、絶対的安全性を求めべきとする原告らの主張には理由がない。

以上